

特定非営利活動法人スマイルちゃん 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スマイルちゃん。という。ただし登記上は 特定非営利活動法人スマイルちゃん と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県岩国市周東町下久原146番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社会的ニーズを有する全ての者に対して、保健、医療又は福祉の推進を図る活動に関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に関する事業
 - ① 居宅介護支援事業
 - ② 居宅訪問介護事業
 - ③ 通所介護事業
 - ④ 介護従業者の研修事業
 - ⑤ 送迎サービス事業
 - ⑥ 生活支援事業
 - ⑦ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業(ヘルパーステーションスマイルちゃん)
 - ⑧ 介護保険法に基づく第1号訪問事業
 - ⑨ メンタルヘルスケア事業
 - ⑩ 前各号に附帯する一切の事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動推進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し活動を支援する個人及び団体

(入会)

第7条 正会員は、入会について特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者若しくは3親等以内の親族が役員の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたとき、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条においても同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄。

- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理 事 会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき

（招集）

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事が、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない理事は、あらかじめ通知された書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数、出席者氏名（書面表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は、権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤 川 秀 美
副理事長	鞍 本 正 枝
副理事長	亀 井 理 恵
理 事	室 野 都 子
同	後 藤 和 子
同	村 田 幸 子
同	矢 野 ミヨ子
同	中 川 幸 子

監 事 柳 井 齊
同 柳 井 宗 男

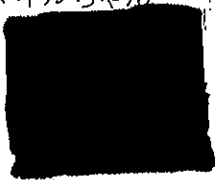
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | | |
|-----|------|-----|------------|
| (1) | 正会員 | 入会金 | 金500円 |
| | | 年会費 | 金500円 |
| (2) | 賛助会費 | 個人 | 一口 金1,000円 |
| | | 団体 | 一口 金5,000円 |

上記は、本法人の定款に相違ありません。

特定非営利活動法人スマイルちゃん

理事 藤川 恵利子



令和 7 年度事業計画書

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

法人名称

特定非営利活動法人 スマイルちゃん

1 事業の成果

医療、保健及び福祉と行政の連携を図り 福祉のニーズを
有する利用者が自立し 在宅生活が維持出来るなどの
成果を挙げている。
以下の事業を実施した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出額 (千円)
メンタルヘル スケア事業	メンタルヘルスケア 有償ボランティアサービス	通年	山口県 岩国市 周東町 下久原 146番地	1名	200 名	5,572
生活支援事業		通年		2名	30名	
本部事業		通年		1名		562

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	支出額 (千円)

注 (2) に該当する事業を行わなかった場合は、記載不要であること。

令和 8 年度事業計画書

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

法人名称

1 事業の成果

特定非営利活動法人 スマイルちゃん

医療、保健及び福祉と行政の連携を図り 福祉のニーズを
有する利用者が自立し 在宅生活が維持出来るなどの
成果を挙げている。

以下の事業を実施した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び 予定人数	支出額 (千円)
メンタルヘルスケア事業	メンタルヘルスケア 有償ボランティアサービス	通年	山口県 岩国市 周東町 下久原 146番地	1名	200名	5,226
生活支援事業		通年		2名	30名	
本部事業		通年		1名		562

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日	実施場所	従事者の人数	支出額 (千円)

注 (2) に該当する事業を行わなかった場合は、記載不要であること。

令和7年度 活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
特定非営利活動法人スマイルちゃん

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	10,000		
.....			
2 受取寄附金			
受取寄附金	100,000		
施設等受入評価益			
.....			
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
.....			
4 事業収益			
生活支援事業収益	950,000		
メンタルヘルスケア事業	5,100,000		
5 その他収益			
受取利息	80,000		
雑収益	0		
経常収益計	6,240,000		
II 経常費用			
1. 事業費			
事業費			
(1) 人件費			
給料手当	4,000,000		
法定福利費	746,000		
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計	4,746,000		
(2) その他経費			
通信運搬費	600,000		
旅費交通費	0		
水道光熱費	135,000		
修繕費	0		
保険料	0		
租税公課	31,000		
燃料費	10,000		
雑費	50,000		
広告宣伝費			
減価償却費			
.....			
その他経費計	826,000		
2 事業費計	5,572,000		
管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計			
(2) その他経費			

通信運搬費			
旅費交通費			
減価償却費			
広告宣伝費			
賃借料	240,000		
保険料	130,000		
交際費			
租税公課			
リース料	142,296		
寄付金			
徴収不能引当金繰入			
雑費	50,000		
その他経費計	562,296		
管理費計	562,296		
経常費用計	6,134,296		
当期経常増減額	105,704		
Ⅲ経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
Ⅳ経常外費用			
1 固定資産除却損			
経常外費用計			
税引前当期正味財産増減額	105,704		
法人税、住民税及び事業税	71,000		
当期正味財産増減額	34,704		
前期繰越正味財産額			30,393,395
次期繰越正味財産額			30,428,099

令和8年度 活動計画書
 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 特定非営利活動法人スマイルちゃん
 (単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費 正会員受取会費	10,000		
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	100,000		
3 受取助成金等 受取民間助成金			
4 事業収益 生活支援事業 メンタルヘルスケア事業	950,000 5,000,000		
5 その他収益 受取利息 雑収益	80,000		
経常収益計	6,140,000		
II 経常費用			
1. 事業費 事業費 (1) 人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	3,800,000 600,000		
人件費計	4,400,000		
(2) その他経費 通信運搬費 旅費交通費 水道光熱費 修繕費 保険料 租税公課 燃料費 雑費 広告宣伝費 減価償却費	600,000 135,000 31,000 10,000 50,000		
その他経費計	826,000		
2 事業費計	5,226,000		
管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			

通信運搬費			
旅費交通費			
減価償却費			
広告宣伝費			
賃借料	240,000		
保険料	130,000		
交際費			
租税公課			
リース料	142,296		
寄付金			
徴収不能引当金繰入			
雑費	50,000		
その他経費計	562,296		
管理費計	562,296		
経常費用計	5,788,296		
当期経常増減額	351,704		
Ⅲ経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
Ⅳ経常外費用			
1 固定資産除却損			
経常外費用計			
税引前当期正味財産増減額	351,704		
法人税、住民税及び事業税	71,000		
当期正味財産増減額	280,704		
前期繰越正味財産額			30,428,099
次期繰越正味財産額			30,708,803